

◎茨城県人事行政の運営等の状況の公表

茨城県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年茨城県条例第2号）の規定に基づき、茨城県の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成 30 年 9 月 25 日

茨城県知事 大井川 和彦

第1 地方公務員法第58条の2第1項の規定による茨城県の人事行政の運営の状況

1 職員の任用の状況

(1) 採用・退職者数の状況

ア 採用者数の状況

区 分	H29. 4. 1～H30. 3. 31採用者数（人）				
	試験採用	選考採用	選考採用の内障害者数	再任用	計
一般職員	161	74	6	135	370
教育職員	0	848	2	266	1,114
警察職員	211	5	0	69	285
合 計	372	927	8	470	1,769

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。

イ 退職者数の状況

区 分	H29. 4. 1～H30. 3. 31退職者数（人）				
	定年	勸奨	再任用満了	その他	計
一般職員	174	40	112	142	468
教育職員	780	198	181	123	1,282
警察職員	92	17	60	56	225
合 計	1,046	255	353	321	1,975

- ※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。
- ※2 教育職員とは、教員をいいます。
- ※3 警察職員とは、警察官をいいます。
- ※4 人事交流等による者を除きます。
- ※5 「その他」の欄の数は、自己都合、死亡等により退職した者の数を含みます。

(2) 職員数の状況

区 分	職員数（人）		
	H29. 4. 1	H30. 4. 1	対前年増減数
一般部門	6, 550	6, 587	37
教育部門	21, 751	21, 543	△ 208
警察部門	5, 370	5, 417	47
合 計	33, 671	33, 547	△ 124

※1 職員数は、常勤の職員で、休職者・派遣職員を含みます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、病院局、企業局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

2 人事評価の状況（平成29年度）

区分	概要
一般部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着重点により評価を行う。 (1) 基準日 10月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 [課長級以上] (1) 基準日 9月30日現在及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで [非管理職等] (1) 基準日 2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
教育部門	<p>[一般職員] 一般部門に同じ。</p> <p>[教育職員] 地方公務員法第23条の2第1項に基づき、教職員がその職務を遂行するに当たり、発揮した能力及び挙げた業績を把握したうえで、勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力面の評価 評価に当たっての着重点及びその主な具体例により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 達成度の評価 自己目標を設定し、自己目標の達成度により評価を行う。 (1) 基準日 毎年度2月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p>
警察部門	<p>地方公務員法第23条の2第1項に基づき、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で勤務成績の評価を行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料とする。</p> <p>1 能力評価 被評価者の標準的な職に応じた評価項目及び行動並びに着重点により評価を行う。 (1) 基準日 11月1日現在 (2) 評価期間 4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>2 業績評価 評価期間の開始に際し、業務に関する目標等果すべき役割を確定させ、目標及び成果水準の達成について評価を行う。 (1) 基準日 9月30日及び3月31日現在 (2) 評価期間 4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで</p>

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	茨 城 県		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一 般 行 政 職	332,168 円	417,758 円	42.7 歳 月
技 能 労 務 職	321,843	370,962	54.8
小・中学校教育職	365,104	417,859	43.9
高等学校教育職	379,030	438,727	44.7
警 察 職	318,250	423,708	37.5

※1 給与月額とは、月々支給される給料及び職員手当（期末・勤勉手当，退職手当，寒冷地手当を除く。）の合計額をいいます。

※2 一般行政職とは、警察職・小中学校教員職・高等学校教育職及び技能労務職など以外の職員をいいます。

※3 技能労務職とは、現業職給料表適用者をいいます。

※4 小中学校教育職とは、教育職給料表（三）の適用者をいいます。

※5 高等学校教育職とは、教育職給料表（二）の適用者をいいます。

※6 警察職とは、公安職給料表適用者をいいます。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	学 歴	金 額 (円)
一 般 行 政 職	大学卒	185,800
	高校卒	151,500
技 能 労 務 職	高校卒	149,200
	中学卒	140,400
小・中学校教育職	大学卒	207,500
	短大卒	185,000
高等学校教育職	大学卒	207,500
	短大卒	182,300
警 察 職	大学卒	216,200
	高校卒	180,000

(3) 経験年数別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	253,466 円	308,466 円	350,884 円
技 能 労 務 職	-	-	289,100
小・中学校教育職	309,505	361,177	393,739
高等学校教育職	316,974	370,156	405,215
警 察 職	284,858	340,852	384,897

※ 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(4) 職員手当の状況（主なもの）（平成30年4月1日現在）

区分	概要									
期末手当 勤労手当 (H30年度)	期末手当				勤労手当					
	6月期	1.225月分	(0.65月分)		0.9月分	(0.425月分)				
	12月期	1.375月分	(0.80月分)		0.9月分	(0.425月分)				
	計 2.60月分 (1.45月分)				1.80月分 (0.85月分)					
() 内は再任用職員に係る支給割合										
退職手当 (H30年度)	(支給率)		自己都合			勸奨・定年				
	勤続20年	19.6695月分				24.586875月分				
	勤続25年	28.0395月分				33.27075月分				
	勤続35年	39.7575月分				47.709月分				
	最高限度額	47.709月分				47.709月分				
(調整額)										
職員の在職期間のうち、職務の級等が高い方から5年分(60月分)の調整月額(21,700円～78,750円)を合計した額により算出する。										
【その他経過措置】										
定年前早期退職特例措置(45～59歳対象 2%～45%加算)										
地域手当 (H30年4月1日現在)	支給対象地域	東京都特別区	大阪市小平市	さいたま市千葉市	立川市	下野市	札幌市福井市前橋市	県内地域	医師、歯科医師(全域)	
	支給率	%	%	%	%	%	%	%	%	
		20	16	15	12	6	3	6	16	
特殊勤務手当 (H29年度)	代表的な手当の名称 支給額の多い手当 多くの職員に支給されている手当		手当の名称		支給対象職員		主な支給対象業務		左記職員に対する支給単価	
			1	教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250～8,000円	
			2	警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,200円	
			3	教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円	
			4	夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円	
			5	県税業務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員		県税に関する業務等		日額320円～740円	
			1	警察業務手当	警察本部、警察署に勤務する職員		警察職員が行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		日額250円～5,200円	
			2	教員特殊業務手当	小学校等に勤務する職員		学校の管理下において行う緊急の業務で非常災害時の児童、生徒の保護又は緊急の防災、復旧の業務等		日額2,250～8,000円	
			3	教育業務連絡指導手当	小学校等に勤務する職員		教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導、助言に当たる教務主任等の業務		日額200円	
			4	夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員		深夜に正規の勤務として行う地域警察、犯罪の予防若しくは捜査、警備、交通事故処理等の業務等		勤務1回410円～1,100円	
			5	解剖作業手当	医療大学付属病院、警察本部、警察署に勤務する職員		死体解剖の補助作業(医師以外の職員)		1体につき3,200円※1日5,500円限度	
扶養手当 (H30年4月1日現在)	・配偶者					6,500円				
	・子		1人につき			10,000円				
	・配偶者・子以外の扶養親族		1人につき			6,500円				
	※扶養親族である子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子		1人につき			5,000円加算				

住居手当 (H30年4月 1日現在)	・借家の場合（家賃12,000円を超える場合に限る。） 家賃の額に応じて27,000円限度に支給
通勤手当 (H30年4月 1日現在)	・電車・バスを利用する場合 6箇月定期の価額を基本として1箇月当たり55,000円まで支給 ・乗用車等を使用する場合 使用距離等に応じて2,000円～48,200円を支給 ・通勤距離等を勘案し、新幹線、特急、高速道路の利用が認められる場合、その利用に係る料金等の2分の1の額（20,000円(ETCを利用する場合25,000円)を限度）を加算
時間外勤務手当 (H30年4月1日 現在)	正規の勤務時間の外に勤務することを命じられた職員に、その勤務した時間数に応じて1時間当たりの給与額に100分の125から100分の175の範囲内の割合を乗じて得た額

(5) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

ア 給料・議員報酬等

区 分	給料・議員報酬の月額 (平成30年4月1日現在)	期末手当 (平成30年度支給割合)
知 事	円 1,340,000	6 月 期 1.575 月分 12 月 期 1.725 月分 計 3.30 月分
副知事	1,080,000	
議 長	960,000	
副議長	850,000	
議 員	800,000	

※ 給料・議員報酬月額について、議長、副議長、議員は5万円の減額を行っています。

イ 退職手当

退職手当	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
知 事	給料月額×在職月数× 0.56	36,019,200 円	任期毎
副知事	給料月額×在職月数× 0.42	21,772,800 円	任期毎

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額をいいます。

(6) 勤務時間（平成30年4月1日現在）

ア 一般職員の勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

イ 一般職員の休憩時間 午後零時から午後1時まで

※特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、上記とは異なります。

(7) 休暇（平成30年4月1日現在）

年次休暇	1月1日に在職する職員に対して、1年につき20日
療養休暇	療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間（上限90日）
特別休暇	職員が下記の事由等により勤務しないことが相当である場合に、必要と認められる期間 ア 災害により交通が遮断された場合等 イ 災害により現住居が滅失又は破壊された場合 ウ 選挙権その他公民としての権利を行使する場合 エ 出産する場合 オ 配偶者が出産する場合 カ 生後満1年6月に達しない子を育てる場合 キ 義務教育終了前の子、父母及び配偶者等を看護する場合 ク 生理のため勤務することが困難な場合 ケ 親族が死亡した場合 コ 結婚する場合 サ 骨髄移植のための骨髄提供を行う場合 シ 成分献血を行う場合 ス 永年にわたって勤続した場合 セ 自発的に報酬を得ないで社会貢献活動を行う場合 ソ 夏季において心身の鍛練・元気回復を図る場合 タ 親族を介護する場合

4 職員の休業及びサービスの状況

(1) 育児休業承認状況

育児休業の承認期間の状況（平成29年度の新規承認者）

区 分	育児休業 取得者数	育児休業承認期間					
		6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
一般部門	117	14	45	27	16	5	10
教育部門	412	6	35	97	99	70	105
警察部門	53	5	2	11	9	2	24
合 計	582	25 (4.3%)	82 (14.1%)	135 (23.2%)	124 (21.3%)	77 (13.2%)	139 (23.9%)

※1 地方公務員の育児休業等に関する法律第2条に基づき、3歳に満たない子を養育する職員は、その子が満3歳に達する日まで育児休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、育児休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数字は、育児休業取得者数に占める割合です。

(2) 自己啓発等休業の承認期間の状況（平成29年度の新規承認者）

区 分	自己啓発等休業 取得者数 (人)	自己啓発等休業承認期間ごとの内訳（人）		
		1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下
一般部門	1	1	0	0
教育部門	1	0	0	1
警察部門	0	0	0	0
合 計	2	1 (50%)	0 (0%)	1 (50%)

※1 地方公務員法第26条の5に基づき、職員は、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うため、3年を限度に自己啓発等休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、自己啓発等休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 （ ）内の数は、自己啓発等休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(3) 配偶者同行休業の承認期間の状況（平成29年度の新規承認者）

区 分	配偶者同行休業 取得者数 (人)	配偶者同行休業承認期間ごとの内訳 (人)		
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下
一般部門	1	0	0	1
教育部門	5	0	2	3
警察部門	0	0	0	0
合 計	6	0 (0%)	2 (33.3%)	4 (66.7%)

※1 地方公務員法第26条の6に基づき、職員は、外国に勤務等をする配偶者と生活を共にするため、3年を限度に配偶者同行休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、配偶者同行休業の期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ()内の数は、配偶者同行休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(4) 大学院修学休業の承認期間の状況（平成29年度の新規承認者）

区 分	大学院修学休業 取得者数 (人)	大学院修学休業承認期間ごとの内訳 (人)		
		1年間	2年間	3年間
教育部門	0	0 (-)	0 (-)	0 (-)

※1 教育公務員特例法第26条に基づき、公立の小学校等の教諭等は、大学院の課程等に在学してその課程を履修するため、3年を超えない範囲内で年を単位として大学院修学休業をすることができます。給与（給料及び諸手当）は、大学院修学休業の期間中は支給されません。

※2 教育部門は、県立学校、小中学校等に勤務する教諭等をいいます。

※3 ()内の数は、大学院修学休業取得者合計数に占める割合を表しています。

(5) 介護休暇の承認期間の状況（平成29年度の新規承認者）

区 分	介護休暇 取得者数 (人)	介護休暇承認期間ごとの内訳 (人)					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
一般部門	2	1	0	1	0	0	0
教育部門	25	8	5	2	2	1	7
警察部門	0	0	0	0	0	0	0
合 計	27	9 (33.3%)	5 (18.5%)	3 (11.1%)	2 (7.4%)	1 (3.7%)	7 (25.9%)

※1 他に介護する者がいない疾病、負傷その他の事由により常時介護を必要とする配偶者、一親等の親族又は生計を一にする親族を介護する場合、職員は、90日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間介護休暇を取得することができます。給与（給料及び諸手当）は、介護休暇を取得した期間中は支給されません。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

※5 ()内の数は、介護休暇承認者合計数に占める割合を表しています。

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数（平成29年度）

区 分		降 給	降 任	休 職	免 職	合 計
①勤務実績が良くない場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	1	1
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	1	1
②心身の故障の場合 (職員の精神又は肉体に故障があり職務に支障を生じる場合)	一般部門	/	0	168	0	168
	教育部門	/	0	343	0	343
	警察部門	/	0	89	0	89
	小 計	/	0	600	0	600
③職に必要な適格性を欠く場合 (素質、能力、性格等に基 因してその職務の円滑な遂 行に支障がある場合)	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
④職制、定数の改廃、予算 の減少により廃職、過員を 生じた場合	一般部門	/	0	/	0	0
	教育部門	/	0	/	0	0
	警察部門	/	0	/	0	0
	小 計	/	0	/	0	0
⑤刑事事件に関し起訴され た場合	一般部門	/	/	0	/	0
	教育部門	/	/	4	/	4
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	4	/	4
⑥条例で定める事由による場 合 (大学等において職務の遂行 に関連がある上位の資格取得 や調査、研究に従事する場合 又は災害により生死不明又は 所在不明となった場合)	一般部門	/	/	4	/	4
	教育部門	/	/	0	/	0
	警察部門	/	/	0	/	0
	小 計	/	/	4	/	4
合 計	一般部門	0	0	172	0	172
	教育部門	0	0	347	1	348
	警察部門	0	0	89	0	89
	小 計	0	0	608	1	609

※1 分限処分とは、公務の能率の維持の目的から、勤務成績が良くない場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、職員の意に反して降任又は免職等の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

(2) 懲戒処分者数（平成29年度）

区 分		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
①給与・任用に関する不正 （諸給与の不正領得の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
②一般服務違反関係 （職務命令違反，守秘義務違反の場合等）	一般部門	0	0	1	0	1
	教育部門	0	5	4	1	10
	警察部門	0	3	0	0	3
	小 計	0	8	5	1	14
③一般非行関係 （傷害・暴行の刑法違反の場合等）	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	1	1	2
	警察部門	0	0	1	0	1
	小 計	0	0	2	1	3
④収賄等関係	一般部門	0	0	0	1	1
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	1	1
⑤道路交通法違反	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	4	4
	警察部門	0	1	1	0	2
	小 計	0	1	1	4	6
⑥管理監督責任	一般部門	0	0	0	0	0
	教育部門	0	0	0	0	0
	警察部門	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	0	0
合 計	一般部門	0	0	1	1	2
	教育部門	0	5	5	6	16
	警察部門	0	4	2	0	6
	小 計	0	9	8	7	24

※1 懲戒処分とは、職員に職務上の義務違反や全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることをいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局，労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局，県立学校，小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部，警察署等に勤務する職員をいいます。

6 再就職状況

区分	再就職者の氏名	離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位
一般部門	廣沢 勇	県西農林事務所結城地域農業改良普及センター長	H29.3.31	H30.4.1	霞ヶ浦農業用水推進協議会	霞ヶ浦用水の農業利用推進	一般職員
	宮崎 隆	境工事事務所長	H29.3.31	H30.4.1	(株)ラクスマリーナ	マリーナの運営と関連業務	一般社員
	今瀬 肇	企画部長	H29.3.31	H30.6.7	(公財)茨城県開発公社	工業団地造成、施設運営・管理等	理事長
	新山 哲	監査委員事務局長	H29.3.31	H30.6.12	(一財)茨城県科学技術振興財団	科学技術の振興、国際会議場の管理運営	専務理事(つくば国際会議場副館長)
	今瀬 肇	企画部長	H29.3.31	H30.6.27	茨城県土地開発公社	公共用地の先行取得等	理事長
	山本 敏弘	畜産センター長	H29.3.31	H30.6.27	(株)茨城県中央食肉公社	食肉市場の開設運営、肉畜のと畜解体	副社長
	中根 一明	総務部長	H30.3.31	H30.7.1	国立大学法人茨城大学	国立大学の設置、運営等	監事
	寺嶋 常文	総務部地域支援監	H30.3.31	H30.6.28	(公社)茨城原子力協議会	放射線の基礎知識及び原子力の安全等に関する知識の普及・啓発	常務理事
	猿田 寛	鹿行県民センター長	H30.3.31	H30.6.19	(一社)茨城県環境管理協会	環境関連の測定分析、調査、コンサルティング等	理事長
	橋本由美子	県南県民センター長	H30.3.31	H30.7.1	(公社)茨城県青少年育成協会	青少年健全育成事業及び県立青少年会館運営事業等	事務局長
	塚本 晋次	県西県民センター次長兼県民福祉課長	H30.3.31	H30.4.1	(一社)茨城県建設業協会	建設業に関する調査研究、研修、啓発等	建設業労働災害防止協会事務局長
	宮本 立美	筑西県税事務所長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県環境保全事業団	環境対策等支援、廃棄物処理事業	常務理事兼事務局長兼副所長
	新山 和夫	情報政策課IT企画室長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)消防試験研究センター茨城県支部	消防に関する試験の実施等	副支部長
	赤林 泰寛	生活環境部次長	H30.3.31	H30.5.1	(一財)茨城県環境保全事業団	環境対策等支援、廃棄物処理事業	理事長
	高沢 信	生活環境部参事兼霞ヶ浦環境科学センター副センター長兼総務課長	H30.3.31	H30.4.1	(一社)茨城県観光物産協会	観光及び県産品の振興に関する業務	常務理事兼事務局長
	高橋 上	生活環境部防災・危機管理局長	H30.3.31	H30.4.1	筑波学院大学	教育業	事務局長
	高村 浩亮	保健福祉部技監兼薬務課長	H30.3.31	H30.4.1	大みか総業(株)	調査薬局	薬剤師
	下条 陽子	土浦保健所地域保健調整監兼保健指導課長	H30.3.31	H30.5.1	筑波大学病院総務部患者サービス課(難病医療センター)	医療業	保健師(非常勤職員)
	沼尻 憲	県立医療大学事務局長	H30.3.31	H30.4.1	日本赤十字社茨城県支部 古河赤十字病院	医療業	事務部長
	紺野喜代子	県立中央看護専門学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(社福)尚生会特別養護老人ホームかさまグリーンハウス	社会福祉事業	施設長
	森田 修	県立リハビリテーションセンター長	H30.3.31	H30.4.1	(社福)やまびこ特別養護老人ホーム談話館	社会福祉事業	事務局長
	生田目千代	県北食肉衛生検査所長	H30.3.31	H30.4.1	イオンリテール(株)	総合小売業	衛生顧問
	鈴木 克典	商工労働観光部長	H30.3.31	H30.5.25	茨城県信用保証協会	金融業	専務理事
	岩上 康雄	商工労働観光部次長	H30.3.31	H30.4.1	(一社)茨城県建設業協会	建設業に関する調査研究、研修、啓発等	常務理事
	水越 健夫	農林水産部次長兼林政課長	H30.3.31	H30.5.31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、自然観察施設の管理運営等	常務理事
	高濱 芳明	農林水産部次長兼漁政課長	H30.3.31	H30.7.1	茨城県漁業信用基金協会	漁業者等の必要とする資金の債務保証等	理事長
	飯島 茂	県北農林事務所長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)石岡市産業文化事業団	石岡市の産業文化振興、フラワーパークの運営等	茨城県フラワーパーク園長
外山 義昭	鹿行農林事務所長	H30.3.31	H30.5.31	(公社)茨城県農林振興公社	農地中間管理事業、自然観察施設の管理運営等	常務理事	
齋藤 亨	農業総合センター副センター長兼管理部長	H30.3.31	H30.4.1	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	原子力に関する基礎的研究等	嘱託職員	

	安 一義	農業総合センター農業大学校副校長	H30.3.31	H30.4.1	(社福)尚生会特別養老人ホームグリーンハウスみと	社会福祉事業	施設長
	八角 直道	水産試験場長	H30.3.31	H30.6.21	茨城県内水面漁業協同組合連合会	繁殖保護事業, 内水面漁業の啓発事業等	専務理事
	富永 幸一	土木部長	H30.3.31	H30.4.1	茨城県道路公社	有料道路, 駐車場の管理業務等	理事長
	小澤 正哉	土木部次長	H30.3.31	H30.4.1	(公財)いばらき文化振興財団	水族館の管理運営等	専務理事兼大洗水族館長
	古平 祐次	土木部技監(総括)	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県建設技術公社	公共事業支援統合情報システムの運営等	理事長
	藤田 幹雄	土木部技監兼検査指導課長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県建設技術公社	公共事業支援統合情報システムの運営等	常務理事
	山田 政樹	検査指導課首席検査監	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県建築センター	建築基準法に基づく建築確認, 検査, 構造計算適合性判定等	県南事務所所長代理
	鈴木 安行	営繕課長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県住宅管理センター	公営住宅等の管理に関する業務	顧問
	鈴木 俊二	土木部技監兼都市局公園街路課長	H30.3.31	H30.4.1	(一社)茨城県造園建設業協会	造園緑化事業に関する総合的な調査研究等	専務理事
	小沼 紀男	土木部技監兼都市局建築指導課長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県建築センター	建築基準法に基づく建築確認, 検査, 構造計算適合性判定等	常務理事兼事務局長
	富田 広美	土木部技監兼常陸大宮土木事務所長	H30.3.31	H30.5.25	茨城県交通安全施設業協同組合	交通安全施設工事の共同受注等	専務理事
	川崎 正博	鉦田工事事務所長	H30.3.31	H30.4.2	(株)水戸グリーンサービス	法面処理工事, 造園緑化工事等の請負等	調査役
	森田百合子	会計管理者	H30.3.31	H30.7.1	(社福)茨城県社会福祉協議会	高齢者の生きがいづくりと健康づくりの推進	常務理事
	吉見 剛	議会事務局局長	H30.3.31	H30.6.28	首都圏新都市鉄道(株)	鉄道事業法に基づく第一種鉄道事業等	常務取締役
	江尻 善壽	人事委員会事務局局長	H30.3.31	H30.7.1	(一社)茨城県医師会	医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上等	事務局長
	長谷川正哉	労働委員会事務局局長	H30.3.31	H30.4.1	(一財)茨城県メディカルセンター	保健衛生業	常務理事兼事務局長
	井坂 良	企業局次長	H30.3.31	H30.6.25	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	専務理事
	四倉 幹男	企業局総務課経理室長	H30.3.31	H30.4.1	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	総務課長
	大熊 耕	県西水道事務所技佐兼水海道浄水場長	H30.3.31	H30.4.1	(公財)茨城県企業公社	浄水場の運転管理及び保守点検業務等	業務課副参事
	宮本 泰行	病院局付	H30.3.31	H30.4.1	(社福)恩賜財団済生会支部茨城県済生会茨城県立こども病院	医療業	参与
教育部門	伊藤 哲	教育庁付	H30.3.31	H30.4.1	取手市教育委員会	教育行政	教育長
	白田 正子	総務課副参事	H30.3.31	H30.4.1	(公財)茨城県教育財団	埋蔵文化財の発掘調査業務	副参事兼調査課長
	森田 充	学校教育部長	H30.3.31	H30.4.2	つくば市教育局	教育行政の総括	局長
	園部 隆	教育庁付	H30.3.31	H30.7.1	(公財)茨城県学校給食会	学校給食用物資の供給	常務理事
	稲葉 裕一	取手第一高等学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(学)沼田学園	幼児教育	もりや白帆保育園園長
	桐原 武文	水戸商業高等学校校長	H30.3.31	H30.4.2	(大)茨城大学	地域支援コーディネーター	特任教授
	原田 令子	日立第二高等学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(学)水城高等学校	教育に関する業務	非常勤講師
	額賀 俊充	佐和高等学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(学)水城高等学校	教育に関する業務	非常勤講師
	加茂川 裕昭	土浦第二高等学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(学)水城高等学校	法人事務局事務	事務局長
	山口 忍	協和特別支援学校校長	H30.3.31	H30.4.1	(社福)共生社あじさいホーム	知的障害者の共同生活援助	管理者代理

	椎木 久夫	鹿島特別支援学校 長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(学)茨城キリスト教学園	特別専任教員	文学部児童教育学科 教授
警察部門	長島 米夫	総務統括官	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(一社)茨城県建設業協 会	建設業	総務部長
	藤崎 克久	つくば中央警察署 長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(株)筑波銀行	金融業	特別顧問
	齋藤 正美	地域部参事官兼地 域課長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(公財)日本防災通信協 会	防犯活動推進事業	茨城県支部長
	小島 二三男	監察官	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損 害保険の代理店業務	茨城支店副支店長
	村田 義男	生活環境課長	H30. 3. 31	H30. 4. 5	筑西市役所	地方公務	中核病院整備部門専 門監
	倉持 芳美	通信指令課長	H30. 3. 31	H30. 4. 2	(一財)茨城県交通安全 協会	交通安全事業	業務部長
	市毛 吉勝	高速道路交通警察 隊長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(株)たいよう共済	制度保険及び各種損 害保険の代理店業務	茨城支店副支店長
	酒井 吉孝	大子警察署長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	日野自動車(株)	車両の製造・販売等	工務部参事
	浅野 衛	桜川警察署長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	土浦協同病院	医療事業	パートタイム職員
	薮 靖夫	常総警察署長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	東京海上日動火災保険 (株)	損害保険業	渉外役
	羽染 国伊	総務課取調べ監督 室長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	日新火災海上保険(株)	損害保険業	顧問
	清水 正	地域課航空隊長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	茨城県庁	地方公務	県西県民センター非 常勤嘱託員
	古橋 広	通信指令課管理官	H30. 3. 31	H30. 4. 1	イオンモール(株)	総合小売業	渉外部長
	矢上 尚	稲敷警察署副署長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	日本中央競馬会	競馬の開催等	主幹
	鴨志田 克之	厚生課長	H29. 3. 31	H30. 4. 1	日新火災海上保険(株)	損害保険業	水戸サービス支店顧 問
小室 成夫	会計課施設室長	H30. 3. 31	H30. 4. 1	(一財)茨城県交通安全 協会	交通安全事業	水戸地区交通安全協 会事務局長	

※1 再就職者とは、職員の退職管理に関する条例(平成28年茨城県条例第6号)第3条に基づく届出をH29. 8. 1~H30. 7. 31に行った者をいいます。

※2 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※3 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※4 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

7 職員の研修の状況（平成29年度）

職員に対する主な研修は、「自治研修所」、「教育研修センター」及び「警察学校」で行われている。

区分	概要	受講者数（延べ）
一般職員	職務の遂行に必要な知識と技能を修得するための一般研修（職層ごと）と職務の遂行に必要な能力・資質等を向上させることを目的とした特別研修を自治研修所において行っている。 一般研修は、新規採用職員研修、主事・技師研修等10課程を実施し、特別研修は、やる気アップ公開セミナーや女性のためのワーク・ライフ・バランス講座等20講座を実施した。	3,042人 ※修了者数
教育職員	職務上又は本人の希望に基づいて、経験年数、職能、担当教科等を踏まえ、教職員としての専門的資質の向上を図ることを目的とした研修を教育研修センターで行っている。 基本研修29講座、専門研修63講座、特別研修として長期研修（内地留学）・スキルアップ研修・指導改善研修を実施した。	31,764人
警察職員	警察学校において、各級警察職員の資質、能力の向上のため、採用時、昇任時に教養を実施し、また、執行力の強化を目的とし専門的な知識と技能を修得させるための各種教養を実施している。 ※ 昇任時教養については、警察大学校及び関東管区警察学校を含む。	1,704人

※1 一般職員とは、教育職員及び警察職員以外の職員をいいます。

※2 教育職員とは、教員をいいます。

※3 警察職員とは、警察官をいいます。

8 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利（平成29年度）

地方公務員法第42条の規定に基づき、心身ともに健康であり職務遂行が安心してできる組織環境を構築していくため、県・共済組合・互助団体により職員の健康管理、福利厚生等の事業を計画的に実施している。

区分	事業	実施項目	参加者数又は 受診者数	事業主体	
一般部門	ライフプラン確立の支援	ライフプランセミナーの開催(年1回開催)	180人	県	
		ライフプラン講習会の開催(年4回開催)	109人	県	
		ライフプラン相談の実施	267人	県	
	健康保持・増進の支援	健康づくり教室の開催(年2回開催)	23人	県・共	
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,107人	県	
		特定年齢(45歳)心とからだの健康診断	128人	県	
		胸部精密検査	0人	県	
		要指導者・要観察者健康診断	0人	県	
		特殊業務従事者健康診断	136人	県	
		VDT作業従事者健康診断	5,305人	県	
		人間ドック検診	2,733人	県・共	
		胃部検診	338人	県	
		大腸がん検診	387人	県	
		退職予定者検診	100人	県・共	
		健康相談・指導	853人	県	
		歯科相談・指導	79人	県	
		メンタルヘルスケアの実施	精神保健相談	3,080人	県
	メンタルヘルス研修会の開催(年1回)		193人	県	
	元気回復事業の実施	職員球技大会(教育部門含む)	—	県・共	
		職員広報サイト『ひろば』の編集・更新	—	県	
	福利厚生施設の整備・利用促進	職員住宅の管理	—	県	
		職員駐車場の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
		職員厚生棟の管理・運営(教育・警察部門含む)	—	県	
	教育部門	ライフプラン確立の支援	ライフプラン講習会の開催(年3回開催)	283	県・共・互
		各種健康診断の実施	定期健康診断	8,032	県
			特定年齢健康診断	241	県
			VDT作業従事者健康診断	588	県
B・C型肝炎検査			0	県	
人間ドック健診			15,802	県・共・互	
脳ドック健診			498	共・互	
胃部健診			59	県	
大腸がん検診			62	県	
退職予定者健診			649	県・共・互	
メンタルヘルスケアの実施		精神保健等相談	1,109	県	
		教育庁等新任職員メンタルヘルス講習会の開催	57	県	
		教育庁等職員メンタルヘルス講習会の開催	36	県	
		メンタルヘルスガイドブックの配付	1,600	県	
		教育庁等職員ストレスチェック事業	8,318	県	
福利厚生施設の整備・利用促進		教職員住宅の管理	—	県	
ライフサイクルプラン確立の支援		ライフサイクルプラン研修会(35・45・55歳対象:5回)	366人	県・共・互	
		ライフサイクルプラン研修会(新婚者対象:3回)	132人	県・共・互	
		ライフサイクルプラン研修会(採用5年目対象:2回)	181人	県・共・互	
		ライフサイクルプラン研修会(新規採用者対象:1回)	31人	県・共・互	

警察部門	健康保持・増進の支援	食生活の教養講座	1,015人	県・共
		生活習慣改善等セミナー	417人	県・共
	各種健康診断の実施	定期健康診断	3,708人	県・共
		人間ドック	1,698人	県・共
		脳ドック	63人	県・共・互
		深夜業従事者健康診断	1,465人	県
		特殊業務従事者健康診断（水難救助部隊員等）	296人	県
		胃がん検診	451人	県
		大腸がん健診	690人	県
	メンタルヘルスケアの実施	メンタルヘルス教養講座	785人	県・共
		部外カウンセリング	18人	県
	健康相談等	健康相談（健康管理医）	1,254人	県
		健康相談・保健栄養指導（保健師・管理栄養士）	1,840人	県

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署等に勤務する職員をいいます。

（注）県が実施主体となっている各種事業について報告願います。

(2) 公務災害認定件数（平成29年度）

職種別認定件数及び災害発生率

区分	認定件数	発生率（件／千人）
一般部門	30	4.47
教育部門	74	2.98
警察部門	55	10.28
合計	159	4.31

※1 一般部門は、教育・警察部門を除く知事部局、労働委員会等に勤務する職員をいいます。

※2 教育部門は、教育委員会事務局、県立学校、小中学校等に勤務する職員をいいます。

※3 警察部門は、警察本部、警察署などに勤務する職員をいいます。

第2 地方公務員法第58条の2第2項の規定による茨城県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 採用試験

ア 試験の実施状況

(ア) 大学卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 平成29年6月25日
第2次試験 平成29年7月18日～8月23日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 知事等	66	754	578	161	151	86	6.7
	務 警 察	8	63	43	12	10	5	8.6
	電 気	2	35	23	8	6	4	5.8
	機 械	2	16	12	6	5	3	4.0
	土 木	14	66	55	40	32	16	3.4
	建 築	2	18	14	7	7	3	4.7
	化 学	3	35	28	9	9	4	7.0
	薬 剤 師	6	20	17	14	12	8	2.1
	管理栄養士	1	28	25	5	4	2	12.5
	農 業	12	55	35	30	26	14	2.5
	農 業 土 木	5	22	12	8	6	5	2.4
	畜 産	3	19	15	9	8	4	3.8
	林 業	4	15	9	3	3	2	4.5
	水 産	3	19	16	7	7	4	4.0
	獣 医 師	7	11	8	8	8	7	1.1
福 祉	5	40	35	9	9	6	5.8	
心 理	1	15	12	4	3	1	12.0	
計	144	1,231	937	340	306	174	5.4	

(イ) 高校卒業程度試験

- a 期 日 第1次試験 平成29年9月24日
第2次試験 平成29年10月11日、19日～26日

b 試験結果

職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)	
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)		
県 職 員	事 知事等	20	248	213	47	31	23	9.3
	務 警 察	6	49	45	13	13	7	6.4
	電 気	1	5	3	1	1	1	3.0
	土 木	2	9	9	3	3	2	4.5
	農 業	2	9	9	3	3	2	4.5
小 計	31	320	279	67	51	35	8.0	
小 職 中 事 学 務 校 員	12	121	115	31	28	16	7.2	
合 計	43	441	394	98	79	51	7.7	

(ウ) 特別試験・選考

a 期 日 第1次試験 平成29年1月11日, 13日
第2次試験 平成29年1月13日

b 試験結果

実施方法	職 種	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
			応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
採用試験	事務(警察)	7	145	87	15	14	6	14.5
	林 業	2	29	16	4	4	2	8.0
	福 祉	2	11	7	4	4	2	3.5

(エ) 警察官採用試験((A, B(第1回))

a 期 日 第1次試験 平成29年5月14日
第2次試験 平成29年6月3日, 4日, 6月15日~21日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	93	593	483	281	237	124	3.9
女性A	23	160	135	104	78	35	3.9
計	116	753	618	385	315	159	3.9
男性B	21	281	217	77	73	28	7.8
女性B	6	76	50	24	23	8	6.3
計	27	357	267	101	96	36	7.4

(オ) 警察官採用試験(A, B(第2回))

a 期 日 第1次試験 平成29年9月17日
第2次試験 平成29年10月14日, 15日, 11月1日~8日

b 試験結果

試験区分	採用予定 人 員 (人)	第1次試験			第2次試験		競争率 (A)/(B) (倍)
		応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (人)	受験人員 (人)	合格人員 (B) (人)	
男性A	16	224	163	56	46	25	6.5
女性A	4	62	38	20	16	4	9.5
計	20	286	201	76	62	29	6.9
男性B	50	341	273	154	142	64	4.3
女性B	13	102	70	47	44	13	5.4
計	63	443	343	201	186	77	4.5

(2) 選考
ア 採用選考

		人員 (人)	内 容
知事部局	部長 級	4	事務 2, 土木 1, 医師 1
	課長 級	14	事務 12, 土木 2
	課長補佐 級	9	事務 9
	係長 級	13	事務 12, 電気 1
	主任・主事・技師 級	26	事務 3, 獣医師 3, 社会人 20 (事務 13, 土木 1, 農業 2, 福祉 4)
	小 計	66	
教育委員会	部長 級	1	事務 1
	課長 級	6	事務 6
	課長補佐 級	21	事務 17, 文化財主事 4
	係長 級	5	事務 2, 文化財主事 3
	主任・主事・技師 級	-	
	小 計	33	
警察本部	警視 部	4	
	警部 補	10	
	警部 長	7	
	巡査 部	3	
	巡査 長	-	
	巡査 補	-	
	課長 級	-	
係長 級	-		
主任・主事・技師 級	2	犯罪鑑識員 (化学) 2	
	小 計	26	
病院局	部長 級	-	
	課長補佐 級	9	医師 7, 看護師 2
	係長 級	-	
	小 計	9	
	合 計	134	

(注)・上記の人員は合格者数である。

・任命権者に選考の実施を委託したものは除く。

イ 身体障害者を対象とした採用選考

(ア) 期 日 平成 29 年 10 月 22 日, 11 月 12 日 (第 1 回),
平成 30 年 2 月 3 日, 4 日 (第 2 回)

(イ) 選考結果

	職 種	採用予定 人 (人)	応募人員 (人)	受験人員 (A) (人)	合格人員 (B) (人)	競争率 (A) / (B) (倍)
第 1 回	事務 (知事等)	7	13	11	5	2.2
	事務 (警察)	1	-	-	-	-
	小中学校事務	1	-	-	-	-
第 2 回	事務 (知事等)	5	7	6	4	1.5
	事務 (警察)	3	-	-	1 (*)	-
	計	17	20	17	10	1.7

(*) 第 2 希望で合格

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成 29 年 10 月 16 日、地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、議会及び知事に対し職員の給与等について報告し、併せて、給与の改定について勧告した。その要旨は、次のとおりである。

(1) 平成 29 年 4 月の公民較差等

- ・ 民間給与との比較

ア 月例給

民間	職員	較差
384,947 円	384,418 円	529 円 (0.14%)

イ 特別給 (支給月数)

民間	職員	差
4.41 月	4.30 月	0.11 月

(2) 給与勧告及び報告の内容

ア 職員の給与

(ア) 公民較差等に基づく給与改定

a 給料

- ・ 行政職給料表：若年層に重点を置きつつ、高齢層も含めて水準を引上げ（平均改定率 0.2%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に水準を引上げ

b 初任給調整手当

支給限度額を国に準じて引上げ

c 期末・勤勉手当

- ・ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ（4.30 月→4.40 月：0.10 月分）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

(イ) その他

a 退職手当

本県の制度は国に準拠していることから、国の動向等を注視しながら、その見直しについて検討する必要がある。

b 再任用職員の給与

人事院は、再任用職員の給与の在り方について、引き続き、必要な検討を行っていくこととしており、その検討状況を注視していく必要がある。

また、再任用職員における勤勉手当については、国の状況等を踏まえ、定年前の一般職員と同様に人事評価結果を反映させる必要がある。

イ 公務の運営

(ア) 人材の確保及び育成

a 多様な有為の人材の確保

任命権者と連携しながら、大学等における説明会や SNS を活用し、県の仕事の魅力ややりがい、男女共に働きやすい職場環境づくりの取組などの広報活動に、引き続き積極的に取り組む必要がある。

女性職員の採用・登用の拡大や働き方改革の推進等の取組を、採用パンフレットや SNS 等を通じて情報発信することにより、より多くの女性受験者確保につなげていく必要がある。

本年度から本格的に実施した社会人採用選考について、引き続き取り組む必要がある。

b 能力・実績に基づく人事管理の推進

公正性・透明性が高く、実効性のある人事評価制度とするためには、職員の能力や実績を適切に評価するとともに、評価結果に基づくきめ細かな指導・助言等を通じて、職員の意欲の向上や人材育成に努めることが重要である。

また、評価結果に関する苦情への的確な対応を図ることも必要である。

c 人材育成

任命権者においては、組織の活力を最大限に高めるため、職員の資質向上と意識改革に引き続き取り組む必要がある。

女性職員の更なる活躍を推進するため、女性職員がその能力を十分に発揮できるよう、キャリア形成の支援や積極的な登用に引き続き取り組む必要がある。

(イ) 働き方改革と勤務環境の整備

a 長時間労働の是正の取組

長時間労働を是正する必要性がかつてなく高まっており、従前の取組にとどまらない、より実効性のある取組を推進していくことが強く求められている。

組織全体の取り組むべき課題として、業務の効率化や抜本的な業務の削減等に取り組むとともに、より適正な人員配置を図ることも重要である。

b 長時間労働の是正のための制度等の検討

時間外労働の上限規制等を含む関連法案の国会提出が見込まれる中、国や他の都道府県の動向等に留意し、適切に対応していく必要がある。

仕事と家庭の両立支援の促進等

(a) 両立支援の促進等

本県の実情を踏まえた多様で柔軟な働き方について、検討等を進めるとともに、育児休業等の各種制度の活用には、職場の理解と利用しやすい環境の整備が重要であることから、引き続き、職員に対する制度の周知や意識の啓発を行う必要がある。

また、ハラスメント防止対策については、引き続き、研修等を通じて、その未然防止に努める必要がある。

(b) 心の健康づくりの推進

職員が心身ともに健康で、その能力を最大限に発揮できる職場環境を整えることは、職員自身やその家族ばかりでなく、公務の運営にとっても極めて重要である。

昨年度から実施しているストレスチェック制度を活用し、職場環境の課題を的確に把握し、円滑かつ速やかに改善措置を講ずるなど、職員の心の健康づくりになお一層努める必要がある。

(ウ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

本県においても、国や他の都道府県の動向等に留意し、適切に対応していく必要がある。

(エ) 会計年度任用職員制度の導入

任命権者においては、制度が円滑に導入されるよう、平成32年4月の改正法の施行に向け、条例等の整備やその他所要の準備を着実に進めることが必要である。

(オ) 公務員倫理の徹底

一部の職員による不祥事や法令遵守意識に欠ける事案が見られ、県民からの信頼の低下が懸念されることから、誠実かつ公正に職務を執行するよう、改めて公務員倫理の徹底と意識向上を図る必要がある。

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

平成29年度は、係属案件無し。

4 職員に対する不利益処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する審査請求

(1) 退職手当支給制限処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 29 年 6 月 12 日
- イ 審査請求人 元知事部局係長 A
- ウ 処分の内容 退職手当支給制限処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 29 年 8 月 30 日 却下

(2) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 29 年 9 月 6 日
- イ 審査請求人 元高等学校教諭 B
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 29 年 9 月 20 日 受理

(3) 懲戒免職処分取消請求事件

- ア 申立年月日 平成 29 年 11 月 2 日
- イ 審査請求人 元小学校教諭 C
- ウ 処分の内容 懲戒免職処分を受けた。
- エ 処理状況 平成 29 年 11 月 6 日 取下げの受理